

検討項目

「国立公園の維持管理業務」

委員等のコメント

- 地元関係者との協働による管理については、地域ごとに異なる事業内容について、NPOやボラティアも参加した協議会を設置し運営しているとしているが、国がドライビング・フォースとなって、地方公共団体等を巻き込んで、民間に委託することを期待。
- 国土交通省所管の国営公園は公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入に前向きな姿勢。同じ公園の維持管理業務であれば、足並みをそろえる必要あり。民間事業者からは同じ公園管理なのに国土交通省、環境省、県で個々に事情が異なると事業者とそのマーケットも育たない。
- 自然公園財団は、国だけでなく、地方公共団体が設置した駐車場も含めて管理し、駐車場利用者から協力費を得て、公園の美化、施設の維持管理等を行っているとしても、環境省からの天下りがある以上、同財団と随意契約を行っていることは、透明性に疑義が生じ、国民の納得が得られない。
- 大山隠岐国立公園の協働管理から鳥取県がはずれて国と分かれて管理する方式に変更されたのは、協議会の運営が不明瞭でどうなっているのかがわからず、機動性も乏しかったから。協議会の運営に問題がある。
- 自然公園財団は、理事が多すぎて責任意識が薄く、出席しない形式的な充て職のような理事が存在。実際はコアメンバーが行い、それが理事の意思決定となり無責任な状態。財団の運営方針、意思決定の運営に問題がある。

評価結果

- 地方公共団体等との協働管理については、運営協議会は運営方針等を定める機関として関係者の費用分担を明確にした上で、国が公共サービス改革法に基づく民間競争入札により、当該業務をまとめて民間に委託することが適当。
- 自然公園財団が管理業務を行なっている国立公園に関しては、駐車場利用者等から協力費を徴収して維持管理を行う事業者を自然公園財団に固定する必要はないことから、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、民間事業者やNPO法人が受託できる仕組みとすることが適当。

とりまとめコメント

- 国立公園で民間競争入札を実施して国民が困るかどうかは、環境省の見解も忖度しながら、政治の責任で判断されるものであり、今後の取扱いについては最終的には政治が決定する。